

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人町民税・県民税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かつらぎ町は、個人町民税・県民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町民税・県民税の賦課徴収関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和歌山県かつらぎ町長

公表日

令和2年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人町民税・県民税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち個人住民税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税のうち個人住民税の賦課徴収又は地方税のうち個人住民税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行う。</p> <p>かつらぎ町では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で利用する。</p> <p>1 賦課に関する事務</p> <p>(1)住民、個人事業者、他の自治体や国税庁、年金保険を営む団体、企業等の法人事業者から個人番号が記載された課税に係る情報(以下「課税情報」という。)を取得する。</p> <p>(2)課税情報について調査、審査する。</p> <p>(3)課税情報に基づき、課税する。</p> <p>(4)課税情報の変更に基づき、更正等する。</p> <p>(5)課税情報に係る課税、更正等の内容について、納税義務者及び特別徴収義務者へ納税通知書等を送付する。</p> <p>(6)課税情報を必要に応じて他の自治体へ回送する。</p> <p>(7)課税情報に基づき、所得課税証明書を交付する。</p> <p>(8)課税に係る情報に関し、官公署への協力を要請する。</p> <p>(9)課税に係る情報に関し、官公署からの要請に協力する。</p> <p>2 徴収に関する事務</p> <p>(1)課税状況に基づき収納する。</p> <p>(2)課税・収納状況に基づき督促する。</p> <p>(3)口座登録情報に基づき口座データを作成する。</p> <p>(4)課税・収納状況に基づき発生した過誤納金について還付充当を行う。</p> <p>(5)課税・収納状況に基づき証明書等を交付する。</p> <p>(6)課税・収納状況に基づき調査、滞納処分等をする。</p>
③システムの名称	<p>1. 個人町民税・県民税システム</p> <p>2. 収納管理システム</p> <p>3. 滞納管理システム</p> <p>4. 地方税ポータルシステム</p> <p>5. 国税連携システム</p> <p>6. 統合宛名システム</p> <p>7. 中間サーバー・ソフトウェア</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<p>(1)町民税・県民税課税台帳ファイル</p> <p>(2)申告受付情報ファイル</p> <p>(3)地方税電子申告情報ファイル</p> <p>(4)国税連携情報ファイル</p> <p>(5)年金特徴情報ファイル</p> <p>(6)課税原票イメージファイル</p> <p>(7)収納履歴ファイル</p> <p>(8)滞納管理ファイル</p> <p>(9)統合宛名情報ファイル</p>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項、別表第一16項、第9条第3項、第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法 第19条第7号、別表第二27項</p>

5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 電話0736-22-0300(代)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 電話0736-22-0300(代)	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

